

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第 6 条第 3 項の規定において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項に基づき、この公告の日から 4 箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成 17 年 3 月 8 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社マツモト

代表取締役 松本 隆文

京都府亀岡市西堅町 61-1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マツモト伏見店

京都市伏見区竹田中島町 100 他 8 筆

(2) 変更する事項

変更する事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時 45 分	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時 (一部午後 9 時 45 分)
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付 図面記載のとおり 収容台数 180 台	位 置 届出書の添付図 面記載のとおり 収容台数 185 台
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時 30 分から午後 10 時まで	午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで (一部午前 8 時 30 分から午後 10 時まで)
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 2 箇所 (入口 1, 出口 1) 位 置 届出書の添付 図面記載のとおり	数 2 箇所 (出入口 1, 出口 1) 位 置 届出書の添付図 面記載のとおり

(添付図面省略)

(3) 変更年月日

平成 17 年 4 月 1 日

3 届出年月日

平成 17 年 2 月 28 日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 17 年 3 月 8 日（火）から同年 7 月 8 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 17 年 7 月 8 日（金）

（産業観光局商工部商業振興課）